

第四十四号

道路法施行条例の一部改正について

道路法施行条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十五年二月十八日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

道路法施行条例の一部を改正する条例

道路法施行条例（平成十二年徳島県条例第五十一号）の一部を次のように改正する。
 別表令第七条第一号に掲げる物件の項中「第七条第二号」を「第七条第四号」に改め、同表令第七条第二号に掲げる工事用施設及び同条第三号に掲げる工事用材料、令第七条第四号に掲げる仮設建築物及び同条第五号に掲げる施設及び令第七条第六号に掲げる施設の項を次のように改める。

令第七条第二号に掲げる工作物	令第七条第三号に掲げる施設	令第七条第四号に掲げる工事用施設及び同条第五号に掲げる工事用材料	令第七条第六号に掲げる仮設建築物及び同条第七号に掲げる施設	建築物	令第七条第九号に掲げる施設
占用面積一平方メートルにつき 一年	占用面積一平方メートルにつき 一年	占用面積一平方メートルにつき 一月	占用面積一平方メートルにつき 一年	階数が一のもの	階数が二のもの
一、〇〇〇円	四四〇円	一四〇円	時価に〇・〇〇六を 乗じて得た額	階数が三のもの	階数が四以上のもの
八二〇円	一一〇円	一一〇円	時価に〇・〇〇八を 乗じて得た額	時価に〇・〇一一を 乗じて得た額	時価に〇・〇一三を 乗じて得た額
			時価に〇・〇〇九を 乗じて得た額	時価に〇・〇一一を 乗じて得た額	時価に〇・〇一六を 乗じて得た額
			時価に〇・〇〇九を 乗じて得た額	時価に〇・〇一五を 乗じて得た額	
			時価に〇・〇一一を 乗じて得た額	時価に〇・〇一六を 乗じて得た額	

令第七条第十二号に掲げる器具	その他のもの		時価に〇・〇〇六を 乗じて得た額	時価に〇・〇〇八を 乗じて得た額
----------------	--------	--	---------------------	---------------------

附則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

提案理由

道路法施行令の一部が改正されたことに鑑み、太陽光発電設備等に係る道路の占用料の額を定める等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。